

令和5年度第2回会津若松市廃棄物処理運営審議会 会議要旨

- 1 日時 令和5年11月7日(火) 14時00分～16時00分
- 2 場所 廃棄物対策課管理庁舎 2階大会議室
- 3 出席者 委員7名 (欠席3名)
事務局 市民部長、副部長、廃棄物対策課長、廃棄物対策課員2名

令和5年度第2回会津若松市廃棄物処理運営審議会

(次第)

- 1 開会
- 2 諮問
- 3 議事
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画の追補(案)について
 - (2) 本市のごみ減量施策について
- 4 その他
- 5 閉会

1 開会(進行:事務局員)

2 諮問

- ・ 目黒副市長から平澤会長へ「プラスチック製品の分別収集に伴う一般廃棄物処理基本計画の追補(案)について」の諮問書を手交

(副市長退席)

3 議事(議長)

- ・ 配付資料の確認
- ・ 委員の半数以上が出席していることから、審議会条例第6条第2項に基づき、会議が成立していることを報告。(委員10名中7名出席)
- ・ 会議と会議録については、原則どおり公開とする。

(1) 一般廃棄物処理基本計画の追補(案)について(資料1、1-2～1-7)

- ・ 配付資料により、事務局(廃棄物対策課長)が説明を行い、質疑を行った。
- ・ 質疑応答の内容(欠席委員の意見は事務局が代理で説明)

【A委員】

1つ目、資料1-4「一般廃棄物処理基本計画【追補】(案)に係るパブリックコメント結果」の意見は、企業に関する意見となっているが、このような意見が出る背景としては、プラスチックに表示されるマークへの市民理解が低いことが考えられる。プラスチック製品・容器包装の回収を進めるにあたっては、マークに関する市民理解向上が重要となる。

2つ目、資料1-5「プラスチック製品の分別収集の概要について」の対象品目17番ビニールふろしき、16番ビニール袋は、プラスチック製容器包装にも該当している。プラスチック製品とプラスチック製容器包装は区別しにくく、どちらのものとして排出すべきか整理が必要。

【事務局】

1つ目、マークへの理解について。プラスチックのマークは素材などを表しており、この理解促進に向けて、将来的には、ごみ情報紙「へらすべえ」の特集記事で扱ってみたい。プラスチック製品については、原材料の表示が義務付けられておらず、外見からも分かりにくいところがあるため、市民への周知啓発が必要と考えている。

2つ目、ビニールふろしきがプラスチック製容器包装に該当するのではないかについて。商品の包装として用いられたビニールふろしきはプラスチック製容器包装に該当するが、市民が商品として購入したビニールふろしきを捨てる際にはプラスチック製品に該当する。いずれにしても、プラスチック製品とプラスチック製容器包装を同じ袋に入れて排出してもらう分け方・出し方を予定しており、厳密な区分を考えるとなく排出いただける。

【A委員】

同じ袋に入れて出していいのか。

【事務局】

はい。

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターでは、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を同じ工程で処理し、容器包装リサイクル協会ルートで再資源化する予定であり、組成分析で容器包装と製品の割合を決めて、製品に係る再資源化費用を市町村が負担することとなる。

【A委員】

資料1-2「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）【追補】（案）」、3ページの表8-1 家庭系ごみの分別収集の種別及び区分において、プラスチック製容器包装とプラスチック製品が別区分になっていたのも、一緒に排出していいことが分からなかった。「プラスチック製容器包装及びプラスチック製品」という同じ区分にするなど工夫が必要ではないか。

【事務局】

表8-3 家庭系ごみの収集形態等において、プラスチック製容器包装とプラスチック製品を同じ分別収集とすることを記載している。

【B委員】

内容に異議がないが周知啓発について2点意見がある。

1つ目は、プラスチック製品の名称から硬質プラスチック製品を想像してしまった。対象とする品目に注目し、どういうものか分かる周知啓発を行って欲しい。

2つ目は、これらのプラスチック製品がどのように再資源化されるのかという背景の理解がないと、市民による分別収集が上手くいかないと思うので、周知して欲しい。

【事務局】

分かりにくいことが多いため、丁寧で分かりやすい説明を行っていききたい。

なお、本来、硬質・軟質の別なく全てのプラスチック製品の再資源化の努力義務が市町村に課されているが、今般対応するのは、現在の環境センターの中間処理施設で処理可能なものに限定した取組となっている。

【C委員】

1つ目は、プラスチック製品の分別収集開始に伴い、収集運搬や処理の経費が増加す

ることを懸念している。

2つ目は、どの程度の処理経費が発生するのか市民に知ってもらいたいと思う。

【事務局】

1つ目、経費について。プラスチック製品がどの程度排出されるかについては、生活系可燃ごみ組成（湿ベース推計値）では0.7%であり、あまり多くはないと予測している。収集運搬委託業者との現時点での協議では、プラスチック製容器包装の収集運搬経費の増加なしに対応できる見込である。処理経費については、環境センターから次年度の予算として示される予定である。

2つ目、収集運搬・処理処分経費の市民周知について。現在も毎年度のごみ処理経費をホームページで公表しており、分別区分ごとのごみ処理原価もお知らせしている。プラスチック製品収集開始後の経費についても公表していく考え。

【D委員】

パブリックコメントが1か月間で1件しかないがこういったものなのか。

【事務局】

市のパブリックコメントでは、意見なしもあり、残念ながら意見が少ないことが珍しいものではない。

総合計画など市民の関心が高いものであれば、もう少し件数が増えるものもある。

【D委員】

今後の進め方を教えてください。

【事務局】

追補案のとおり決定していかご意見を伺いたい。

ご承諾いただければ、11月14日に会長と副会長から市長へ答申書を手交いただきたい。

【一同】

異議なし。

【事務局】

それでは、後日、答申書を送付します。